

令和6年7月大雨によってお住まいが床上浸水被害にあわれた皆さまへ

被災した住宅の応急修理費用支援のご案内

《災害救助法の住宅の応急修理》 【令和7年度版】

令和6年7月の大雨被害にて大雨災害により住宅が(大・中)半壊もしくは準半壊となり、自らの資力では修理できない世帯に対し、日常生活に必要な台所やトイレ、床など最小限の応急修理にかかる費用を支援します。

○申請期限 令和7年7月24日

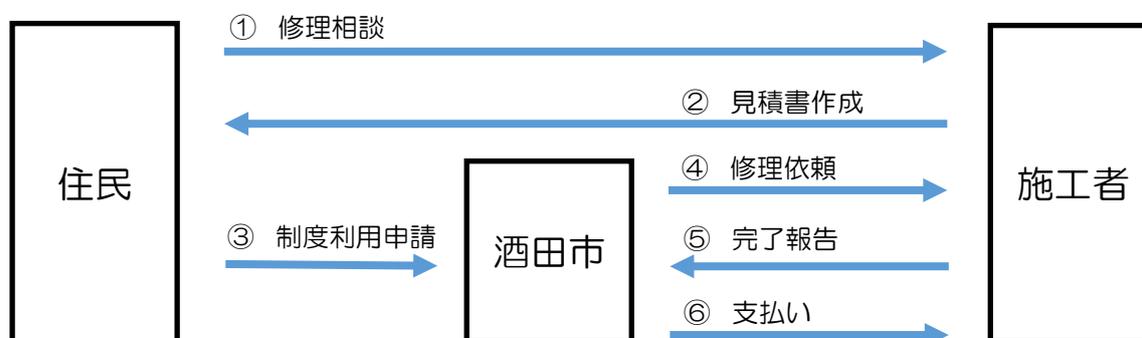
○完成期限 令和8年3月末予定

《はじめに必ずお読みください》

- 修理業者と事前にご相談ください。
- 本制度をご利用するにあたり、修理前の被害状況が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。(カメラがない場合は、スマートフォンの撮影でも構いません)
- 本制度は、酒田市が修理業者に工事費を直接支払う制度です。個人が修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度は利用できなくなるためご注意ください。

※既に修理業者に依頼している、または、着手している場合は、すぐに酒田市にご相談ください。

《大まかな手続きの流れ》



～ 裏面もご覧ください ～

《応急修理の範囲》

傾いた柱の家起こし、浸水した床・壁の補修、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある範囲

《対象者》

以下のすべてに該当する方

1. 被災した住宅に居住していた。
2. 住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること。
3. 応急修理を行うことによって、自宅に居住が可能となり避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること。
4. 自ら修理を行う資力がいないこと。

注1：全壊であっても、修理して住む予定の方は、対象となる場合がありますので個別にご相談ください。

注2：被害の程度は、酒田市が発行する罹災証明書をご確認ください。

注3：居住実態のない空き家などは対象となりません。

《応急修理の基準額》

1 世帯あたりの応急修理の限度額	
大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合	717,000 円以内
半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた場合	348,000 円以内

《申込時に必要な書類》

1. 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
2. 住宅の被害状況に関する申出書
3. 罹災証明書（写しでも可）
4. 施工前の被害状況が分かる写真
5. 資力に関する申出書（様式第2号）
6. 修理見積書（様式第3号）

注：修理見積書は、後日提出も可。ただし、工事決定までには要提出。

《お問い合わせ窓口》酒田市建設部建築課
TEL：26-5749